

マイナ保険証をご利用ください

令和6年12月2日以降は保険証が発行されなくなり、
組合員資格、被扶養者資格の確認はマイナンバーカード（マイナ保険証）で行うことになります。

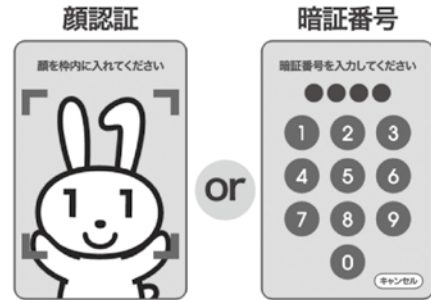
1 受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに置いてください。



2 本人確認

顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。



3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

<p>過去の情報を 利用いたします</p> <p>過去の手術以外の診療・お薬情報を 当機関に提供することに同意し ますか。 この情報はあなたの診療や健康管 理のために使用します。</p> <p><input type="button" value="同意しない"/> <input type="button" value="同意する"/></p>	<p>(40歳以上対象) 過去の情報を 利用いたします</p> <p>過去の健康情報を当機関に提供す ることに同意しますか。 この情報はあなたの診療や健康管 理のために使用します。</p> <p><input type="button" value="同意しない・40歳未満"/> <input type="button" value="同意する"/></p>
---	--

※高額療養費制度をご利用される方は、
続けて確認・選択をお願いします。

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

※現在利用されている組合員証および被扶養者証については最大1年間有効です。



マイナンバーカードを保険証として利用するための
登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請

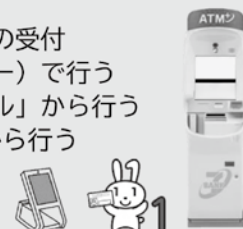


STEP2.

マイナンバーカードを 保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



資格情報のお知らせと 個人情報（マイナンバー）確認のお願いを送付します

マイナ保険証を安心して利用いただけるよう、組合員と被扶養者の皆さんへマイナンバーの下4桁を記載した資格情報のお知らせを送付いたします。

資格情報のお知らせが届きましたら内容を確認のうえ、大切に保管いただくようお願いいたします。


資格情報のお知らせと個人情報（マイナンバー）確認のお願い

あなたの加入する共済組合の資格情報を下記のとおりお知らせします（令和 9年9月9日時点）。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	999	番号	12345 (枝番) 01
氏名	共済 太郎		
フリガナ	キョウジ タロウ		
高齢受給者一部負担割合	—		
資格取得年月日	令和 元年 9月 1日		
保険者名	茨城県市町村職員共済組合		

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の共済組合の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文言をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は次のとおりですのでご確認ください（12桁のうち4桁のみ表示）。
表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号（マイナンバー）の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

*** ** 0011

右を切り取ってご利用いただくことができます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

令和 6年 9月 1日発行
茨城県市町村職員共済組合
保険者番号 12345678

記号 999 番号 12345 (枝番) 01

氏名 共済 太郎

高齢受給者一部負担割合 —

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

太枠内の内容を
確認してください



点線で切り取り、カード型の
「資格情報のお知らせ」として
利用できます

医療機関等がマイナ保険証に対応していない場合や、資格確認ができずマイナ保険証が利用できない場合は、「資格情報のお知らせ」とマイナンバーカードを窓口で提示して受診することができます。

マイナ保険証を使うとどんな良いことがあるの？

メリット

1

より良い医療を受けることができます

医療機関・薬局を受診した際に、診療・薬剤の情報や特定健診等の結果の提供に同意すると、医師や薬剤師からご自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。

メリット

2

窓口で限度額以上の支払いが不要になります（高額療養費制度）

高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを健康保険証として使うことで、医療機関の窓口で高額な医療費を一時的に自己負担したり、書類申請手続きをする必要がなくなります。

自己負担限度額

※所得に応じて異なります。

自己負担

支払不要

高額療養費として
当組合が支給

窓口負担 (例: 3割負担)

お問い合わせ先

医療健康課 TEL 029-301-1413